

平成 19 年 12 月 4 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 牟田 興一郎
(コード番号 8954)

資産運用会社名
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者名: 代表取締役社長 佐藤 光男
問合せ先: 取締役常務執行役員 八塚 弘文
T E L : 03-3435-3285

資産運用会社における業務方法書変更に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社(以下、OAM)は、平成 19 年 11 月 13 日に開催した取締役会において、証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法第 65 号)附則第 159 条第 2 項及び金融商品取引法(以下、金商法)第 29 条の 2 に基づく登録申請書及びその添付書類が受理されることを前提として、下記の通り、添付書類の一つである業務方法書の内容の一部変更を決議していたところ、本日付で上記登録申請書を提出し、受理されたことを受け、業務方法書の内容が変更されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 業務方法書変更の内容

- (1)金商法及び「金融商品取引業に関する内閣府令」(以下、金商業府令)にて記載を求められた「業として行う金融商品取引行為の種類」、「投資運用業の種別」及び「苦情解決のための体制」の項目を新設しました。
- (2)運用に係る権限の一部を再委託する場合に関して、金商法及び「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、投信法)に基づいて認められる範囲に限り、金商法第 42 条の 3 第 1 項に規定する者に再委託することができる旨、新設しました。
- (3) 改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」(以下、投信法施行令)に定められていた「金融デリバティブに係る権利」及び「金融先物取引に係る権利」は、金商法の施行に伴う改正後の投信法施行令において削除され、新たに「デリバティブ取引に係る権利」が特定資産として定められました。かかる改正に伴い、変更前の業務方法書において定められていたデリバティブ関連取引のうち、「金融デリバティブに係る権利」及び「金融先物取引に係る権利」を「デリバティブ取引に係る権利」と規定することとしました。なお、かかる変更によって、デリバティブ関連取引の範囲が若干拡大することとなりますが、変更後の業務方法書において、「デリバティブ取引に係る権利」に対する投資に際しては、本投資法人の規約及びOAMの社内規則に資産運用の対象として定められた範囲(変更前の業務方法書に定めるデリバティブ関連取引の範囲と同一になっております。)に限定する旨を定めました。
- (4)金商法及び金商業府令にて記載を求められていない「資産運用委託契約の種類」及び「取引関係にある会社に関する事項」の項目を削除しました。
- (5)金商法の施行、投信法及び投信法施行令の改正等に伴い、必要な字句等の変更を行いました。
- (6)その他、条数の変更等を行いました。

2. 変更の理由

上記 1.に記載のとおり、おもに金商法、投信法その他関連法令に対応するべく、記載項目、順序、表現の変更等を行ったものです。

3. 変更日

平成 19 年 12 月 4 日

4. 今後の見通し

本投資法人の平成 20 年 2 月期(平成 19 年 9 月 1 日～平成 20 年 2 月 29 日)の収支予想に変更はございません。

以上

本日資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会